

岩倉市ふれ愛タクシー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者及び子育て世代の外出・移動支援を目的とし、利用者の利便性の向上を図るための岩倉市ふれ愛タクシー事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者が、市との協定に基づき、有償により旅客を運送することをいう。

2 この要綱において「事業者」とは、前項の事業を実施する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

(実施区域)

第3条 事業の実施区域は、市内全域とする。

(実施日時)

第4条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、岩倉市の休日を定める条例(平成3年岩倉市条例第1号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日並びに市長が実施の必要がないと認める日は、この限りではない。

2 事業の実施時間は、事業の実施日の午前8時30分から午後6時までとする。

(利用対象者)

第5条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 満65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

者

- (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定による母子健康手帳の交付を受けている者であつて、妊娠中又は出産予定日後3月以内である者
- (4) 小学校就学前児童
- (5) 運転免許証返納者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
(利用の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該事業を利用することができない。

- (1) 通勤、通学（塾を含む。）等及び業務のために定期的に利用する者
- (2) 自ら乗降できない者（介助者が同乗する場合を除く。）
- (3) ペット同伴の者（ペット専用ケースを利用する場合を除く。）
- (4) 車両に積載できない大きさの荷物等を持参して利用する者
- (5) 不正な方法により利用しようとする者
- (6) その他乗車することによって事業者に迷惑を及ぼすと思われる者
(利用登録等)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ岩倉市ふれ愛タクシー利用登録申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。登録された内容を変更するときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、登録の要件を確認した上で、利用者に対し、岩倉市ふれ愛タクシー利用登録証（様式第2。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、あらかじめ利用者の同意を得た上で、利用者の利用登録の内容を必要に応じて事業者を提供するものとする。
- 4 利用者は、利用登録証を紛失し、又は破損した場合は、岩倉市ふれ愛タクシー利用登録証再交付申請書（様式第3）を市長に提出し、利用登録証の再交付を受けなければならない。

(利用登録証の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(利用登録証の返還)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに利用

登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(利用方法)

第10条 利用者は、事業を利用しようとするときは、事業者に対し、利用の予約をしなければならない。

- 2 前項の予約は、事業の実施時間中に行わなければならない。
- 3 第1項の予約は、利用しようとする日から起算して7日前から利用しようとする時間までに行わなければならない。ただし、利用しようとする日から起算して7日前の日が事業の実施日以外の日に当たるときは、当該日前の最も近い事業の実施日から予約できるものとする。
- 4 利用者は、乗車の際に利用登録証を事業者に提示しなければならない。

(乗降場所)

第11条 利用者は、事業を利用するときは、乗車場所又は降車場所（以下「乗降場所」という。）のいずれかに自宅（申請書に記載された住所をいう。）を指定することとする。

- 2 利用者は、名古屋鉄道株式会社岩倉駅付近を乗降場所とするときは、別図に定める乗降禁止区域以外を乗降場所としなければならない。
- 3 利用者は、指定した降車場所以外の場所では、降車してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(予約の変更及び取消し)

第12条 予約の変更及び取消しは、利用者が予約した事業者に連絡し、事業者が確認することにより、成立するものとする。

- 2 利用者が予約した時刻から10分を経過した後においても乗車場所に現れなかったときは、当該予約は、取り消されたものとみなす。

(同乗の禁止)

第13条 利用者は、事業を利用するときは、他の者を同乗させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、乗車場所及び降車場所並びに行程が同一の場合に限り、利用者本人と同居する家族その他同乗することが適当と認められる者を同乗させることができる。
- 3 第6条及び第11条第3項の規定は、前項の規定により同乗する者に

ついて準用する。

(利用料金)

第14条 利用者は、1回の利用につき、別表に定める利用料金を事業者
に支払うものとする。ただし、第12条第1項の規定により予約を取り
消した者(当該予約の取消しを車両の配車前に行ったものに限る。)につ
いては、この限りでない。

2 支払われた利用料金は、還付しない。

(差額利用料金負担金の請求)

第15条 事業者は、毎月10日までに、岩倉市ふれ愛タクシー事業差額
利用料金負担金請求書(様式第4。以下「請求書」という。)に前月分の
利用実績報告書及び運転日報を添えて、市長に提出するものとする。

2 事業者は、第12条第1項の規定により予約を取り消した者(当該予
約の取消しを車両の配車後に行ったものに限る。)及び同条第2項の規定
により予約を取り消された者から利用料金の支払がなかったときは、市
長に対し、タクシー運賃に相当する額(以下「タクシー運賃相当額」と
いう。)を請求することができる。

3 前項の請求は、第1項の請求とあわせてするものとする。

(差額利用料金負担金の支払)

第16条 市長は、事業者から請求書の提出があったときは、その内容を
精査し、適正と認められる場合は、請求書を受理した日から30日以内
に事業者を支払うものとする。

(利用料金等の請求)

第17条 市長は、タクシー運賃相当額を事業者を支払ったときは、利用
料金を支払うべき者に対し、当該利用料金に相当する額を請求すること
ができる。

2 市長は、不正な方法により事業を利用した者に対し、当該利用に係る
タクシー運賃と利用料金の差額を請求することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め
る。

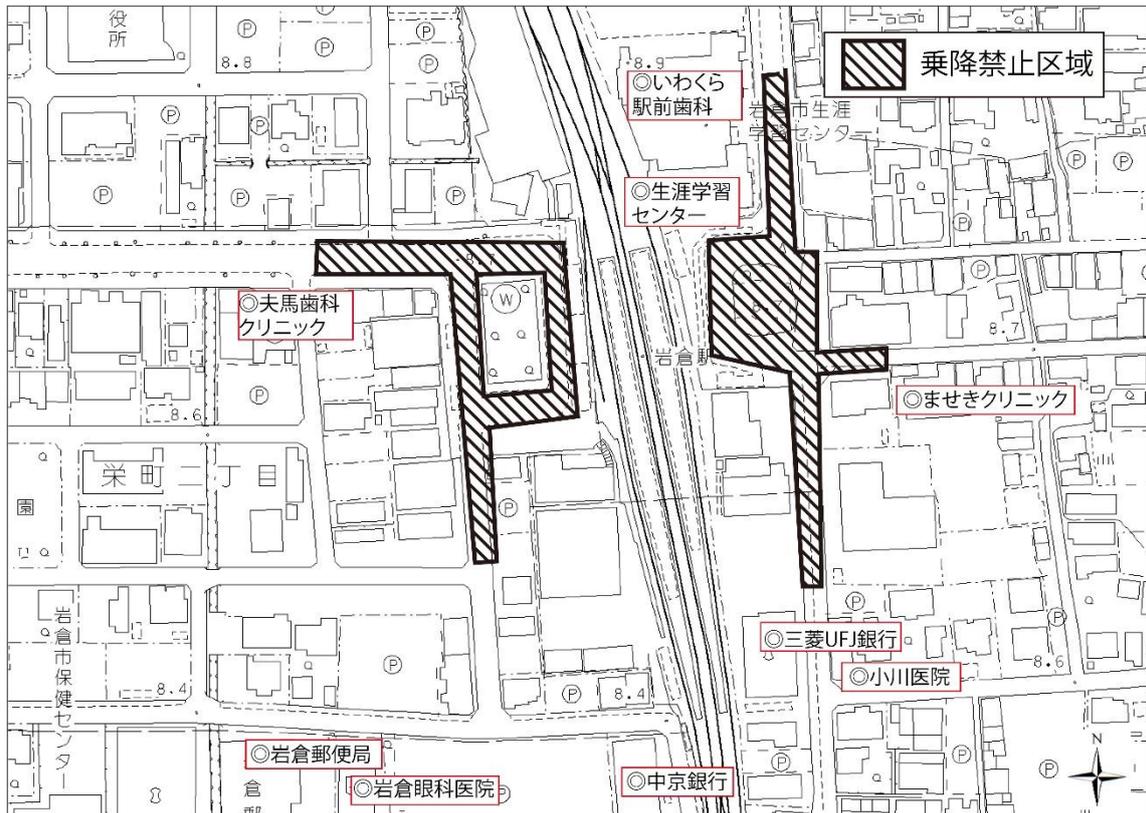
附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第11条関係）



別表（第14条関係）

タクシー運賃	利用料金
1,500円未満	400円
1,500円以上 3,000円未満	800円
3,000円以上	1,600円

様式第1 (第7条関係)

様式第1

岩倉市ふれ愛タクシー利用登録申請書

住所	〒482- 岩倉市		自宅電話番号
			0587 - -
ふりがな		性別	生年月日
①氏名			年 月 日生
			出産予定日(妊婦の方のみ) 年 月 日
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 小学校就学前児童 <input type="checkbox"/> 運転免許証返納者 <input type="checkbox"/> その他			
ふりがな		性別	生年月日
②氏名			年 月 日生
			出産予定日(妊婦の方のみ) 年 月 日
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> 小学校就学前児童 <input type="checkbox"/> 運転免許証返納者 <input type="checkbox"/> その他			
※小学校就学前児童の方と同乗される予定のある保護者の方の氏名をご記入ください。			
<p>私は、岩倉市ふれ愛タクシー事業の「利用者登録証」発行等に必要な事項として、上記の申請内容について、住民基本台帳で確認すること及びふれ愛タクシーを運行する事業者に必要なに応じて提供することに同意し、岩倉市ふれ愛タクシーを適正に利用することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">① 氏名</p> <p style="text-align: right;">② 氏名</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 (小学校就学前児童の場合)</p> <p>※妊産婦、運転免許証返納者及びその他に該当する場合は、それを確認できる書類を添付してください。</p>			

様式第2 (第7条関係)

岩倉市ふれ愛タクシー 利用登録証

登録番号 _____

氏名 _____

〔事業実施日〕月～金(祝日・年末年始除く)

〔事業実施・予約受付時間〕 午前8時30分～午後6時

様式第3（第7条関係）

岩倉市ふれ愛タクシー利用登録証再交付申請書

再交付の理由 (いずれかに○)		紛失・破損 その他（ ）	記入日
			年 月 日
住所	岩倉市		連絡先電話番号
ふりがな			
氏名			
ふりがな			
保護者氏名 <small>(小学校就学前児童の場合)</small>			

※利用登録証を破損した場合は、再交付申請書と合わせて提出してください。

利用登録証を再発行した場合、以前に交付した利用登録証は使用できませんのでご注意ください。

様式第4（第15条関係）

年 月 日

岩倉市ふれ愛タクシー事業差額利用料金負担金請求書

岩倉市長 殿

住 所
事業者名
代表者氏名

下記により、岩倉市ふれ愛タクシー事業実施要綱第15条の規定により、
関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求額 円
（タクシー運賃合計額 円）
（利用料金合計額 円）
- 2 事業期間 年 月分
- 3 添付書類
（1）利用実績報告書
（2）運転日報